

令和3年度立入検査指摘事項報告様式

項目	保健所名	備考
1. 全般について		
水質検査計画の住民への情報提供について、ホームページ未掲載となっているが、水質検査計画は毎事業年度の開始前に情報提供を実施すること。	中央西保健所	
2. 水道施設管理について		
立入禁止措置（門柵）の不備について、補修を行うこと。	須崎保健所	
水道原水におけるクリプトスポリジウム等のリスクレベルに合わせて、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。	須崎保健所	
浄水施設及び配水施設ともに柵、施錠の標識のないものについて、人家に隣接していることにより、人の立入りによる水の汚染の恐れが否定できないことから、施設への立入りをしないよう看板の設置を検討すること。	中央西保健所	
取水・浄水施設について、立入禁止の標識を設置すること	安芸保健所	
配水施設について、定期的な清掃を行うこと 配水池の内部を清掃すること。	安芸保健所	
取水施設・浄水施設、受水槽・送水ポンプ施設・配水池周辺に柵を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	
3. 水質管理について		
水質検査の結果が不適合となった場合は、ただちに原因究明を行い、必要な措置を講じること。	須崎保健所	
色・濁り・遊離残留塩素について、1日1回以上検査すること。	須崎保健所	
定期の水質検査のうち毎日検査について、一部の検査地点において未実施日が数日ありましたので、1日1回以上検査を実施すること。	中央西保健所	
各簡易水道について、色、濁り及び残留塩素の検査を1日1回以上実施し、記録を5年間保管すること	安芸保健所	
定期の水質検査(色、濁り、遊離残留塩素)について、実施頻度が不適切な水道施設があるため、すべての水道施設について、1日1回以上検査を実施すること。	幡多保健所	

給水栓における水の遊離残留塩素を0.1mg/l(結合遊離残留塩素の場合は0.4mg/l)以上保持するよう塩素消毒を行うこと。	幡多保健所	
4. 健康管理について		
水道の浄水場等において業務に従事している者全員を対象に健康診断(検便)を実施すること。	須崎保健所	
5. その他		
水質検査計画において、定期の水質検査を省略する場合、その理由を記載すること。	須崎保健所	
(1)作成支援ツールを活用した水安全計画を策定すること (2)BCP簡易様式等を活用し、県外受援も考慮した「水道BCP」を策定すること (3)水道施設台帳の整備及びシステム化を進めること (4)簡易支援ツール等を活用したアセットマネジメントの導入を進めること	安芸保健所 中央東保健所 中央西保健所 須崎保健所 幡多保健所	